

第1回徳島県人権条例(仮称)検討委員会議事要旨

日時	令和8年9月2日(水)午前10時～正午
場所	徳島県庁8階804会議室
参加者	委員14名(1名欠席)、生活環境部長、多文化共生・人権課長ほか

内容
1. 開会
2. あいさつ
3. 委員紹介、あいさつ
4. 委員長及び副委員長の選出
委員長として美馬委員を選出、副委員長は委員長により森谷委員が指名された。
5. 議題
(1)検討委員会の設置目的と運営について 事務局から、資料2にもとづき説明 【委員】意見、質問なし
(2)徳島県人権条例(仮称)制定の背景と人権施策の現状について 事務局から資料3、資料4、資料5にもとづき説明 【委員】意見、質問なし
(3)他自治体における人権に関する条例の動向について 事務局から資料6にもとづき説明 【委員】 県内で13市町村が制定しているが、具体的にはどこか。 県内の市町村で制定している背景をわかる範囲で教えてもらいたい。

【事務局】

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、つるぎ町が制定している。

【委員長】

県内の市町村で人権条例が制定された背景は。分かる範囲でよい。

【委員】

徳島市は平成14年に人権条例を制定し、条例に基づく計画を策定した。その後の人権三法や基本計画、その他の条例の制定を踏まえ、現在人権条例の内容の見直しを行っている。

【委員長】

様々な人権に関する施策の根拠条例として、条例を制定されたと理解してよいか。

【委員】

ご認識のとおり。

【委員】

各自治体と年1回話し合いの機会を設けているが、その中でも、新たな部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法などの法律の制定を背景に、それをいかに条例に落とし込んで実践していくかということから、条例の一部改正や全部改正に動き始めたと聞いている。

【委員長】

県はこれまで、徳島県人権教育・啓発に関する基本計画に基づいて施策を行ってきたという理解でよいか。

【事務局】

ご認識のとおり。

【委員長】

今回条例を制定することで、いろいろな施策の根拠とし、施策の理念を条例で決めていきたいという解釈でよいか。

【事務局】

ご認識のとおり。

(4)徳島県人権条例(仮称)制定に向けた基本的な考え方について
事務局から資料7、資料8にもとづき説明

【委員長】

制定を予定している徳島県人権条例(仮称)は、現行の若しくは今後策定する基本計画の上位に位置するという理解でよいか。

【事務局】

ご認識のとおり。

【委員長】

他県の条例の項目などを参考に、本県の特性を打ち出していく必要もあるかと思う。
事務局の説明のとおり、条例を策定するにあたっての「基本的な考え方」について、
この内容で良いか、委員の皆様からご意見を頂きたい。

【委員】

人権に関する県民意識調査では、関心のある人権問題としてインターネット上の人権侵害が一番になっている。最近の例では、鳥取県が踏み込んだ内容の条例を制定している。

徳島県が条例を制定するという事になれば、おそらく日本で一番新しい条例となり、各県、
県内市町村が注目することになる中、インターネット上の人権侵害に対してどのような条例を
作っていくのか。理念条例でよいのか。

【事務局】

県民意識調査でインターネット上の人権侵害が高い関心を集めているということや、国際社
会におけるビジネス上の人権、性の多様性など、現代的な課題が様々あり、条例を検討する上
で極めて重要な要素であると認識している。

具体的な条例の盛り込み方について、先ほど理念条例と説明したが、特定の形式や規定の
範囲を決めているものではないが、条例の基本理念や各主体の責務の中にどのように位置づ
けていくかを、委員の皆様やパブリックコメントで県民の方々からご意見をお聞きして、調整し
てまいりたい。

【委員】

県民意識調査の結果は、内閣府が5年に1回調査している結果と同じような傾向であるが、
インターネットという手段によって、障がい者、女性、子ども、高齢者、同和問題などの人権問
題が拡散される。それぞれの人権課題とインターネットは別に考える必要がある。インターネッ
ト上で拡散されるから。

その点をもう少し研究して対応を出していかなければならないと考えている。

【委員長】

インターネットが普及したことであらゆる人権問題を含んだ差別が拡散されている。

インターネット自体が悪いということではなく、それを手段として人権侵害が広がっているた
め、人権課題とインターネットは問題の本質とは別に考え、対策をとるべきだという意見である
と思う。その対策をこの条例に持ち込むかは、皆様方にも議論していただくところがあるかと思
う。

【委員】

事務局から、今回の条例については理念条例という説明があったが、それはそれで一理あ
る。

鳥取県は全国で一番初めに人権条例を制定したが、制定から 25 年ほど経って改正し、罰
則規定を設けた。徳島県がいきなり罰則規定を設けるかは委員の皆さんの意見を伺わなけれ
ばならない。まずはインターネットリテラシーに関する教育に力をいれるのはいかがか。

インターネット上で誹謗中傷する人、される人ともに未成年が多く、鳥取県のような罰則規定を設けることは、県の条例として適切かどうか検討する余地がある。

理念条例に留まらずという考え方について深く考えなければならない大切なことであることは認識している。

【委員】

罰則規定を設けるまでに、行政指導によってインターネット上での削除を求める等、個人にできない手段がある。それを取り入れてもいいと思う。

【委員長】

理念にとどまるかということについて、ご説明にあったように罰則を適用するまでにやれることはたくさんある。特にインターネットに関しては対策として不十分な面がまだまだある。インターネットによる人権侵害についての話は必ず必要になる。

【事務局】

インターネット上の差別的な書き込みに関しての現状の取組をご説明させていただく。法務省が公開しているインターネット上の人権侵害の状況について、令和7年度では全国で1,569件、うち徳島県は8件であった。

本県においてもインターネット上の差別的な書き込みに対しては積極的な対応が必要と認識しており、平成30年9月から県職員による定期的なインターネットモニタリングを実施している。各プロバイダにより削除に応じるところ、そうでないところがあるが、インターネット上の書き込みについては注意深く監視し、悪質なものは削除要請をするよう努めている。

【委員】

削除要請をしているのであれば、その取組について条例に組み込むということは考えられないか。具体的すぎて条例に組み込むのは難しいのか。

【委員】

現に侮辱罪や名誉棄損罪といった犯罪が存在し、それを取り締まるための法律があるが、学校現場等では十分に知られていない。

近年では、中学生が教員をインターネット上で誹謗中傷し、逮捕される事例がある。このような事例を知られていないため、子供のいたずらで済ませようとする風潮が残っている。

情報流通プラットフォーム対処法が令和7年に施行されて、大手プロバイダは、削除申し立てから1週間以内にその対応について結果を通知することが義務付けられている。法務局などに削除要請とか相談が非常に多くきている中、行政だけではなかなか対応できないので、国の方で法律を作って対応しようとしている。

現に法律があるので、徳島で新たに規定するというより、法律があることをまずは、現場の教員や保護者に周知徹底することが先決かと考えている。

【委員】

削除要請について、法整備はされたが、基本的には侵害を受けた当事者がすることが基本で、代理人が削除要請するということは認められていない現状がある。

そのため、削除要請に関する取組について条例に規定することは難しいのではと思いつつ、一方で実際に差別や人権侵害に県としてどのように向き合っていくのかということは示してい

くべきだと考えている。

理念条例の実効性について学者さんの間でも懐疑的な意見があるということも認識しているが、必ずしもそうではなく理念は重要である。

理念条例としてありつつ、実際にどのように人権を守っていくのか、どのように救済するのかということは考えていかなければならない。

鳥取県は罰則で過料を設けているが、法学者の方の間でも議論があり、難しいという意見もある中で、鳥取県に聞いたところでは「差別は許さない」という姿勢を見せる必要があるということと、いろんな事例を積み重ねていけば、行政処分の取消訴訟があつたとしても対応できるとの判断だった。過料を科すまでも県知事の説示や氏名の公表など、いろんな段階もある。そのような方向性も含めて排除はすべきではないと考えている。まずは理念条例を作ってから次の段階に入るなど。

また、事務局からの説明のあつた、条例の基本理念の「平穏な生活の保障」について、救済をする体制が必要だと考えている。

また、「多様性の受容と相互支援」について、人権侵害を訴える当事者同士で助けあうのを県が見守るのではなく、そこに県が入っていくことが求められると考えている。

【委員】

LGBTQについては、当事者の方に対する調査で66%の方が自殺を考えたことがあると回答している。また、40%の方が健康被害があると回答している。

そのため、LGBTQを「様々な人権課題」の一つとするのではなく、個別課題として、県として人権保障を考えてもらいたい。県内ではパートナーシップ制度やファミリーシップ制度が創設されているが、それが県内すべての市町村に届いてほしい。

LGBTQに関する条例を調べてきたが、それらのいいところ取りをして、新しいものを作りたい。『県人権教育・啓発に関する基本計画』では、LGBTQは様々な人権課題の一つになっている。しっかりとLGBTQのこと、アウティングの禁止やカミングアウトの強制の禁止などを示してほしい。また、教育現場における環境整備。専門相談窓口が少ない。加えてレインボー企業も全国では約700あるが、四国だと4社、徳島だと1社しかない。

そのような現状を踏まえて、徳島県には性的マイノリティのことにに関して発信してもらいたい。

【委員】

既存の人権教育啓発に関する基本計画では、外国人技能実習生として明記されているが、法改正により表現が変わっている。

条例として規定するのであれば、外国人住民や外国にルーツを持つ住民という表現にしたほうがよいのではないかと考えている。

コロナ禍が終息してから徳島県における外国人の数は増加傾向にある。今後もますます増えていく予想もある。

条例に規定するのか計画に規定するのかは未定だが、そのような現状を踏まえた内容にしてもらいたいと考えている。

【委員】

一般論として、この条例の定めがうまくいけば、日本で一番新しい条例になるため、理念条例から一歩踏み出した条例を目指すべきだと考える。

【委員】

本来平等であるはずが、生まれる時は性別や場所を選べない根拠のない差別がある。性別や地域等様々な理由により差別があり、複雑になっている。近年では、男性 DV 被害も増えている。また、日本の男性は、日本の女性よりも不幸であるという調査結果は、男性問題につながって、女性の生活が労多しと大変さがある。男性問題につながる。男性問題は女性問題であるなどの視点も取り込んでいきたいと考えている。

誰もが日本に住んで良かった、徳島に住んで良かったと思えるような条例にしていきたいと考えている。

【委員】

いじめについて未然防止、早期発見、早期対応、解決対処のため様々な施策を講じているが、増加傾向にあるネット上のいじめやトラブルは表面化しにくく、学校現場において大きな課題となっている。

また、全国的に深刻ないじめ事案が後を絶たない状況であり、いじめ防止に向け、学校だけでなく、社会全体で取り組むことが重要である。

条例にいじめのことが明記されるとなると、学校教育だけでなく、社会総がかりでいじめ防止に取り組んでいくような方向性、認識が徳島全体に、そして全国に広がっていくのではないかと考え、大変意義深いものであると感じている。

この条例をもとに、いじめ対策に関する様々な施策について周知できるとよい。

【委員】

人権条例は、人権施策の根幹となるものであると認識している。これをもとに計画等を作成していく必要がある。この条例により、だれもが幸せに暮らしていけるような政策を作っていけるとよいと考えている。

【委員】

県が、条例の制定に伴い、計画の見直し若しくは策定するのであれば強い指導力を持った方針を立ててほしいと期待している。

それにより、市町村の方針も大きく変わってくると思う。

【委員】

人権を尊重して採用につなげるための職場環境整備を行うことを、条例にはしっかりと盛り込んでいただくとともに、事業者、そして働いている方々にしっかりと、この中身を届けていく必要があるかと思う。

発信の仕方も、ホームページ等載せて終わりではなく、プッシュ型で常に直接届くような情報発信の仕方を考えてほしい。

【委員】

ここまでの論点を整理したい。

- (1) 各個別課題を条例のなかにどこまで入れていくのか
- (2) 具体的な救済措置についてどこまで入れているのか。
- (3) 審議会や協議会を設置し、推進体制をよりよくしていく必要がある。

この3点を意識して条例を作っていただきたい。

【委員】

各人権課題に対して、それぞれの場所に対応がされるのではなく、県として一本化して迅速かつ実効性のある解決が図られるような体制をどのように構築するかということは重要な論点になる。

他府県の事例ではオンブズパーソンを設けているところもあるが、このような大きな権限をもった役職を設けている自治体は少なく、代表的な自治体は、神奈川県川崎市が挙げられる。

人権救済について、オンブズパーソンにするかどうか含めて、川崎市のように1つの特色とさせることがある。

【委員長】

事務局に確認するが、条例を制定して、それに基づいて基本方針を策定して施策を講じるという考え方でよい。

【事務局】

ご認識のとおり。

【委員長】

各個別課題について、条例で規定するか、基本方針で規定するか、この点について今後委員の皆さんと考えていきたい。

また、救済の方法について、具体的に書きすぎると条例らしくなくなってくる。

ただ、だれが何をしなければならないのかを明確にした上で、それが救済につながるようなものを作っていかなければならない。その辺を書き込んでいかなければならないというのは委員皆さんの総意であると認識している。

さらに、新たな人権課題も今後出てくる。人権課題についていくつか例示することは大事だとは考える一方、例示の仕方、言葉をどうするかということについては非常に慎重に検討する必要があると考えている。

10 年前に作ったものが古くなっている時代なので、いろんな法律も変わってきた、考え方も変わってきている中で、それを踏襲するのではなく、やはり最新の情報を生かしていくということが特に大事なのではと思っている。

各主体の責務について、教育に携わるものの責務については、山梨県以外に規定がない。これは、教育を推進する上では非常に重要な視点だと思う。

まだ教育・啓発でできることはたくさんある。教育委員会が大きな柱になると思うが、教育委員会や学校に任せるのではなく、たとえば社会教育という面もあるので、家庭や地域に向けて、どこが何を啓発していくのかということも含めて考えてほしいと思う。

今回の会議の意見を踏まえて、事務局は条例素案を作成することになるが、よい。

【事務局】

承知した。

【生活環境部長】

県として今後、条例の制定と基本計画の見直しの2点を考えていく。

条例は、土台の部分になるため、変わらず安定したものを作っていきたい。

社会が変化する中で有効な施策を進めるために、基本計画の中で具体的に踏み込んでいく

部分も重要になると認識している。

今回いただいた意見を整理し、具体的な条例案を説明していきたいと考えている。

(5) 今後のスケジュールについて

事務局から資料9にもとづき説明

【委員】

10月から11月にかけて会議が予定されているが、1回で足りるのか。

【委員長】

状況に応じて開催していくということではないか。皆様方もそういうことでご協力いただきたい。

6. 閉会